

令和2年度 事業報告

自 令和2年4月1日 ～ 至 令和3年3月31日

I 概 況

公益法人移行後9年目を迎えた令和2年度は、日本のみならず世界的に“新型コロナウイルス感染拡大”が大問題となり、その感染拡大の波は第1波、第2波、第3波と押し寄せ未だにその終息を見せていない。国からは感染拡大防止の観点から、会員企業初め事業先は営業の自粛、ホームワーク、出勤の自粛など様々な感染拡大の防止策が打ち出され、2度に亘って「緊急事態宣言」が発令されました。

また、個人においては、不要不急の外出禁止から、ステイホームとしてテレワークなどの導入により感染拡大防止策が行われました。

従って、当法人会も「地域住民の健康第一」を考慮し、国・県・市町村から全法連・県連を通じて行われた要請・指示に従い、三密を避けるため、各種研修会・セミナー・講演会の大半を中止せざるを得ませんでした。

しかし、法人会は税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的としている。

そのため例年に比べ本当に少ないが、感染拡大が下火になった時期を見て、感染拡大防止策を十分に行った上で、研修会・セミナーを行ってきました。

またその他、会員企業の皆様が外出することなく税の知識・経済意識を取得できるよう、インターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進を図るとともに、より多くの図書を配布してまいりました。

主な事業活動は以下のとおりです。

【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、コロナウイルス感染拡大が下火になったころ合いを見て「法人税・消費税の申告説明会」を開催しました。

これらの説明会・研修会については、徹底してコロナウイルス感染拡大防止策を講じ、公益性という立場から、会員のみならず一般市民にも参加を呼びかけ開催してまいりました。

租税教育活動では、今年度は学校側からの「租税教室」開催要望が少なく、その中から当法人会では2校で開催しました。

感染拡大防止策に最大限気配りして、DVDを中心に開催いたしました。

また、毎年、地域のイベントに参加して「税金クイズ」を行っていましたが、地域からの要請により全て中止となってしまいました。

そのように感染防止の観点から様々な事業が中止せざるを得なくなったため、会員様のことを考慮し、自社・自宅に居たまま受講できるインターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進に力を入れてまいりました。

税の広報活動といたしましては、年2回の会報の発行と年4回の機関誌「ほうじん」配布

他、HP、広報活動を実施いたしました。

【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、本年度から始まった「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』」キャンペーンなどによる会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢、ガバナンスの構築等の他、経費の節減などの管理運営に努めました。

II 公益関係

[1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
法人税・消費税の申告説明会	3回	51名	新津税務署担当官
合計	3回	51名	(内、非会員19名)

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

コロナ禍、感染防止のため研修会・セミナー・講演会の開催を思うように出来なかった本年度は、自宅にいて、自社にいたまま聞けるようにと思い、このインターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進に努めました。

このセミナーは、政治・経営から税務・労務・健康等、多彩なセミナー内容と講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下のとおりとなりました。

【月別利用状況】

令和2年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	918	541	660	458	500	432	431	337	475	278	321	195	5546
一般利用	72	9	6	6	10	11	10	5	7	9	8	6	159
会員利用	102	69	57	48	52	47	60	44	56	34	36	41	646

(2) 租税教育活動

① 租税教室

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組む予定でしたが、コロナ禍、学校側からの租税教室開催要望が激減し、当法人会が開催できたものは2校でした。

小学6年生の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、青年部を中心に「租税教室」を実施しています。児童に楽しく学んでもらえるよう、1億円のレプリカを用いるなど、様々な工夫を凝らし、感染拡大防止のため、消毒液、マス

ク着用、検温をするなどして、感染拡大防止策を徹底した上で実施しました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	新潟市立新津第三小学校 130名	青年部・事務局 3名
〃	五泉市立大蒲原小学校 17名	青年部・事務局 3名
研修会	租税教育講師養成研修	青年部 2名

② 新津税務署管内租税教育推進協議会総会に出席

開催日	名称	出席者
令和2.6.2	新津税務署管内 租税教育推進連絡協議会 総会	書面決議
令和2.6.4	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	書面決議

③ 税の啓発用資料等配布 実施状況

親会 青年部	署管内中学校7校 655名 資料配布部数 696部	税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」入りクリアファイル、法人会けんた蛍光ペン ポケットティッシュ
親会 女性部	署管内小学校6年生24校 1,089名 資料配布部数 1,198部	税の啓発テキスト「おじいさんと赤いつぼ」入りクリアファイル 税の絵はがきコンクール応募ちらし ポケットティッシュ

④ 税に関する絵はがきコンクール

女性部を中心に「第9回 税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。

小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

今年度はコロナ禍ということもあり、例年より少なく44通の作品の応募があり、その中から、新津税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、賞品を添えて表彰いたしました。

⑤ 新津税務署管内税務協力団体協議会合同納税表彰式に出席

開催日	名称	出席者
令和2.11.12	新津税務署管内税務協力団体協議会合同納税表彰式	1名

(3) 税の広報活動

① 新津法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	会報「ほうじん新津」	年2回	各1,200部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各1,200部

② 税金クイズ開催で街頭広報

今年度は“新型コロナウイルス感染防止”の観点から、全て中止となりました。

③ e-Tax 広報

- ・法人税・消費税の申告説明会時にチラシを配布
- ・会報「ほうじん新津」に掲載

④ ホームページによる税の広報

税についての情報コーナーを掲載（定期的に内容を更新）
また、各種研修会の案内を随時公開し、会員及び一般市民にも参加を呼び掛けています。

⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3社で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。具体的には、法人税・消費税の申告説明会時やホームページでのツールから紹介を行いました。

(4) 研修用教材の配布

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和2年度においても各種テキスト等を会員及び一般市民に配布しました。

配布したテキスト等

- ① 令和2年度 税制改正のあらまし
- ② 令和2年度 会社の決算・申告の実務
- ③ 従業員の個人住民税は特別徴収して納めましょう！
- ④ 令和2年度版 会社取引をめぐる税務 Q&A
- ⑤ 令和2年度版 源泉所得税実務のポイント
- ⑥ 令和2年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑦ 自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑧ 法人自主点検チェックシートを活用していますか
- ⑨ 企業コンプライアンス向上のために~自主点検チェックシートを活用しましょう
- ⑩ 源泉所得税の改正のあらまし
- ⑪ 消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド
- ⑫ 会社がもらえる助成金活用のポイント 令和2年版
- ⑬ 中小企業における新型コロナウイルス感染症対策のための労務対応
- ⑭ コロナ禍からの立ち直り 財務再建事業再生ロードマップ
- ⑮ ウィズコロナ時代の労務管理
- ⑯ 契約書や領収書と印紙税
- ⑰ ネットが便利 申告・納税 e-Tax
- ⑱ 国税の申告は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください
- ⑲ e-Tax を利用してダイレクト納付を始めてみませんか
- ⑳ 機関誌「ほうじん」（季刊）

[2] 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和2年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、4月20日付で全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」の通り（P.11）

(2) 税制改正要望大会

要 望 大 会

令和3年度税制改正スローガン

- ◇ コロナ禍における厳しい経済環境を踏まえ
中小企業に実効性のある支援と税制措置を！

- ◇ 厳しい財政状況を踏まえ
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、新津法人会としては会長・税制委員長・事務局長で税制改正の実現に向けて、令和2年12月1日に参議院議員の森 ゆう子代議士に「令和3年度税制改正に関する提言」を陳情するとともに、市役所を訪れ伊藤五泉市長並びに林市議会議長への陳情を行いました。

(4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」の通り（P.16）

[3] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和2年度の経営支援に関する研修会の実施状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一開催（3会場）のみの開催となりました。

(2) 社会貢献事業

① いちごプロジェクト（節電運動）の呼掛け

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト（15%^{いちご}節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業に配布し、他にも商工会議所の窓口に置いてもらい一般にも節電を呼びかけました。

（パンフレット1,600枚・うちわ800本配布）

② オリジナルキャラクターグッズの活用

法人会で自由に活用でき、知名度・好感度を獲得するためにオリジナルキャラクター「けんた」グッズを研修会・租税教育活動等の参加者に配布しました。

③ 今年度の福祉施設への寄贈運動は以下のとおり。

施設名	寄贈内容	寄贈日
特別養護老人ホーム『愛松園』	新・古タオル 480本	令和3年3月3日
五泉市社会福祉協議会	使用済み切手 6.2kg	〃

(3) 税の啓発活動として「税金クイズ」開催

秋葉区文化会館で行われる「七夕コンサート」会場、あきはなび会場、社会貢献講演会会場で毎年「税金クイズ」が行われていたが、“新型コロナウイルス感染拡大防止”の観点から、全て中止となりました。

Ⅲ 共益関係

[1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織

会員数 643社（令和3年3月31日現在）
 組織率 37.1%（所管法人数1,735社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		増減	期末会員数
	入会	退会		
668社	0	25	△25	643社

部会	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部	15名	0名	0名	0名	15名
女性部	32名	1名	3名	△2名	30名

(3) 広報活動の充実

① ポスターによるPR

今年度も全法連で作成したポスター「税を味方に強い経営を」を各種法人会の研修会場に掲示しPRに努めました。

② 「あきは区役所だより」「広報ごせん」「にいつホットステーション」ほか地元地方紙などに、法人会広告を広報掲載し、一般市民への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(4) 部会事業の充実

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部	通常総会	書面決議 1 回	14 名
	第 1 回役員会	書面決議 1 回	10 名
	第 2・3 回役員会	2 回	10 名
	租税教育活動	2 回	6 名
女 性 部	通常総会	書面決議 1 回	22 名
	第 1 回役員会	書面決議 1 回	9 名
	第 2・3 回役員会	2 回	19 名
	租税教育活動	2 回	21 名

(5) 青年部・女性部の活動

① 青年部関係

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室講師養成研修	1 回	2 名
「租税教室」開催 [新潟市立 1 校・五泉市立 1 校]	2 回	6 名
合 計	3 回	8 名

② 女性部関係

事 業 名	実施回数	参加人数
税に関する絵はがきコンクール審査会・展示会	2 回	21 名
いちごプロジェクトうちわ・チラシ配布	2 回	8 名
老人福祉施設・社会福祉協議会へタオル・使用済切手の寄贈	2 回	6 名
合 計	6 回	35 名

(6) 福利厚生事業

令和 2 年度「福利厚生制度推進連絡協議会」は、コロナウィルス感染拡大防止のため中止となりました。

■ 令和 3 年 3 月末日現在保険 3 社の加入状況

R2.3 月末現在	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	129 社	122 社	156 社
会員加入率	19.2%	18.65%	23.85%

(7) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

勤続 10 年以上の経理担当者で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年 1 回行っているもの。

令和2年度は、コロナウィルス感染拡大防止のため中止となった。

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

(8) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

IV 管理関係

[1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や会活動のPRに努めました。

[2] 諸会議等の開催状況

(1) 総会

第9回（令和2年度）通常総会

開催日 令和2年6月9日（火）午後3時30分

会場 割烹『一楽』（新津市本町2-7-10）

出席者数 450社（内、委任状提出者439社）

議事 第1号議案 令和元年度決算報告承認の件
第2号議案 その他

報告事項 (1) 理事会承認事項

- ① 令和元年度事業報告
- ② 令和2年度事業計画
- ③ 令和2年度収支予算
- ④ その他

(2) 理事会

[第1回] 書面決議

審議議題 (1) 第9回通常総会提出議案

- ① 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件
- ② 第2号議案 令和元年度収支決算承認の件
- ③ 第3号議案 令和2年度第9回通常総会の日程並びに議事に付すべき事項の件

[第2回] 書面決議

審議議題 ① 第1号議案 令和2年度会員増強推進運動の件
② 第2号議案 その他

[第3回]

開催日 令和3年3月23日(火) 午前11時00分
会場 割烹『一楽』
出席者数 16名
審議議題 ① 第1号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
② 第2号議案 令和3年収支予算(案)承認の件
③ 第3号議案 令和3年度第10回通常総会の件
④ 第4号議案 令和3年度第1回正副会長会議並びに第1回理事会開催(案)の件
⑤ 第5号議案 役員改選の件
⑥ 第6号議案 新入会員承認の件
⑦ 第7号議案 新事務局長の件
⑧ 第8号議案 その他
報告議題 令和3年度全法連・県法連功労者表彰候補者に関する件

(3) 正副会長会議

【第1回】～【第2回】は理事会同様書面決議。

[第3回]

開催日 令和3年3月23日(火) 午前11時00分
会場 割烹『一楽』
出席者数 16名
審議議題 ① 第1号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
② 第2号議案 令和3年収支予算(案)承認の件
③ 第3号議案 令和3年度第10回通常総会の件
④ 第4号議案 令和3年度第1回正副会長会議並びに第1回開催(案)の件
⑤ 第5号議案 役員改選の件
⑥ 第6号議案 新入会員承認の件
⑦ 第7号議案 新事務局長の件
⑧ 第8号議案 その他
報告議題 令和3年度全法連・県法連功労者表彰候補者に関する件

(4) 監事会

開催日 令和2年4月23日(木) 午前11時
会場 法人会会議室
出席者数 4名
内容 令和元年度 新津法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 県法連・全法連会議等

年月日	件名	出席者数	会場
令和2.4.30	県法連 総務委員会	1	同意書にて承認
5.12	県法連 理事会	2	同意書にて承認
6.10	県法連 通常総会	2	ホテル イタリア軒

年月日	件名	出席者数	会場
令和 2. 6.12	県法連 税制委員会	1	新潟ほうじん会館
8. 4	県法連 厚生委員会・大型保障制度「特別推進会議」	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
8.27	局法連 通常役員会	1	同意書にて承認
10. 1	県法連 福利厚生制度推進連絡協議会	1	ホテル イタリア 軒
10.27	県法連 事務局研修会	2	ホテル イタリア 軒
12. 7	県法連 年末特別講演会（橋下徹 氏）	1 5	ANAクラウンプラザホテル新潟
令和 3. 2. 8	県法連 理事会	1	〃
3. 5	全法連 事務局セミナー	1	WEBセミナー
3. 6	県法連 特別講演会（増田明美 氏）	7	ANAクラウンプラザホテル新潟

(9) その他の関係会議等

年月日	件名	出席者数	会場
令和 2. 5.	新津税務署管内 租税教育推進協議会 定期総会	1	書面決議
5.	新津税務署管内 税務協力団体協議会 通常総会	1	書面決議
6.	新津商工会議所 通常総会	1	書面決議
	新津税務署管内 青色申告会連合会 通常総会		中止
9. 3.	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	2	新津健康センター
	納税貯蓄組合連合会「税についての作文」選考会		中止
11.12	新津税務署管内 令和2年度納税表彰式	1	新津税務署
令和 3. 1.19	新津商工会議所 新春賀詞交換会	1	秋葉区文化会館

V 功労者表彰受賞者

《令和2年度 新津税務署長表彰》 [令和2年11月12日納税表彰式において受賞]

公益社団法人新津法人会 会長 小出 薫 氏

令和3年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大で、経済に甚大な影響をもたらしています。世界経済は、戦後最大ともいふべき危機に直面しています。

諸外国では、都市封鎖や外出制限により、需要の大幅な落ち込みと、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、ヒトとモノの流れが急速に収縮している。

一方我国経済は感染症の拡大により、国難ともいふべき厳しい状況で、個人消費は外出・イベントの自粛から、サービス消費を中心に悪化傾向が続くとみられる。また、企業の設備投資意欲も委縮したものとなっており、政府の月例経済報告では「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」との判断を示した。感染症拡大防止と医療体制の整備、治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続などを柱とした緊急経済対策を決定し、施策の実行に取り組むこととしている。

新型コロナは、企業活動に深刻な影響を与え、資金力の乏しい中小企業は、事業継続の限界にきている。資金繰り支援、給付金措置、納税や社会保険の支払い猶予措置の制度が導入されているが、手続きのスピード化、簡素化を図る必要がある。状況によっては、適切かつ迅速な追加支援措置が必要と思料される

コロナウイルス終息は、長期間を要する状況で、感染の動向に応じ、経済対策を躊躇なく、実行することが求められる。

また、昨年、消費税が10%に引き上げられたが、超高齢化社会が急速に進展する中、今回の一連の財政支出負担も加わり、財政の健全化と持続可能な社会保障制度の構築が引き続き重要な課題である。歳入・歳出の一体的改革の徹底、給付・負担のあり方の見直しが必要である。

第二 日本の財政状況と行財政改革の徹底

各国の財政状況は別紙1となります。

日本の状況はIMF(国際通貨基金)が発表した通り、たしかに借金が多いけれども資産も多く、日本が健全な財務状況にあることはIMFのグラフが示しています。

しかも、日銀は10年金利がゼロ、それ以内でマイナス金利になるように、金利政策を実施しているので、政府が国債を大量に発行しても、現在の金利環境はそう簡単には崩れないと考えられる。

新型コロナ財政出動にも、十分対応できると考えます。

しかし注意も必要で、令和元年度予算編成は、歳入102.6兆円のうち税収は63.5兆円（前年度当初予算62.5兆円）、国債の新規発行額は32.6兆円（前年度当初予算32.7兆円）であり、公債依存度は31.7%（前年度32.2%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020年度から2025年度に延期したプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

「コロナ危機」における財政対応はやむをえないが、この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

特に国会議員の歳費の削減 or（定数の削減）を提案したい。

	月額	年額	削減率	削減後年額
① 給与	129万円	1,548万円	4/27 20%	1,238万円
② 文書通信交通費	100万円	1,200万円	提案 50%	600万円
③ 立法事務費	65万円	780万円	提案 50%	390万円
④ ボーナス		718万円	提案 50%	359万円
②③④ 合計		2,698万円		1,349万円

- ・②③④を50%削減すれば、国会議員一人当たり1,349万円削減となる。
- ・国会議員全体713人（衆議院465人、参議院248人）では、1,349万円×713人＝96億1,837万円の削減となり、これを新型コロナウイルス対策として、ワクチン開発や医療関係の整備に充当する。
- ・国会議員は、新幹線グリーン車台や往復航空券（月3回）が無料の待遇や、公設秘書費1,098万円も認められています。

第三 中小企業支援策について

緊急経済対策において資金繰り支援・給付金や補助金措置、雇用調整助成金の特例措置が導入されているが、これら制度の手続きの迅速化・簡素化を図り実効性を上げる必要がある。また、税制面では納税猶予・欠損金の繰り戻し還付適用対象の拡大、固定資産税の軽減措置や社会保険料の支払い猶予も必要、新型コロナウイルス感染終息が見えない中で、必要に応じ、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していく必要がある。

第四 社会保障制度改革推進について

人口減少社会において過剰な公的債務の存在は、将来の成長を確実に阻害すると言える。コロナによる財政出動はやむを得ないが、引き続き、歳入・歳出一体

的改革の取り組み強化、持続可能な社会保障制度の確立に向けた、負担の見直し、給付の適正化を進めるべきである。また、国と地方の役割分担の見直し、地方への財源移譲等、地方の行財政改革へ更に踏み込んで取り組むべきである。

第五 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

第六 消費税制について

「少子高齢化を迎えて、社会保障財源が足りないから、消費増税をするしかない」という結論は問題ありと考える。

消費税というのは、物理論から言えば一般財源です。社会保障の目的税として使うものではない。諸外国においても、消費税を目的税としている例はありません。このままでは「福祉のためなら、いくらでも消費税は上げられる」という理屈になり、安易な増税が繰り返されることにつながります。

税収とは、「所得税」・「消費税」・「法人税」という3大要素から成り立っています。税収全体が減り、プライマリーバランスが悪化傾向にあった状況で消費税の税率を上げると、消費税収のみ増えるかもしれませんが、景気の悪化に拍車をかけてしまい、所得税や法人税、つまり税収全体がさらに減少してしまうこととなります。

また、令和元年10月から消費税の引き上げと、同時に軽減税率制度が導入されています。法人会としては「単一税率が望ましい」との主張に変わりない。

また、2023年10月より（インボイス制度）適格請求書等保存方式が導入される。本制度は、売上高1,000万円以下の免税事業者は、インボイスを発行できないことから、事業者間取引から排除されることが懸念されている。免税事業者が取引から排除されることの無いよう配慮するとともに、本制度について、十分な周知徹底が必要である。

第七 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

第八 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 納税者の事務負担軽減の観点から「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産 30 万円まで拡大すること。

2 事業所税について

事業所税は、市町村合併の進行により、課税主体が拡大するケースが目立つ、固定資産税と二重課税的な性格を有することから、廃止すべきである。

第九 マイナンバー制度について

少子・高齢化が加速する中で、社会、経済構造を変革し、行政コストを引き下げる為に、より一層のデジタル化が必要である。活用が低迷しているマイナンバーカードの取得を更に推進し、本制度のインフラを最大限活用していく必要がある。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

1 ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5 年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を 3 年に短縮すること。

2 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

- 3 不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。
- 4 会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

第二 所得税関係

- 1 土地・建物等の損益通算
土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。
- 2 不動産所得の負債利子の損益通算
土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。
これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。
- 3 医療費控除
医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

第三 相続税・贈与税関係

- 1 親族外への事業承継に対する措置の充実
- 2 贈与税の控除額引上げ
(1) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。
- 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ
法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。
- 4 課税財産の見直し
(1) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

以上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

[その他]

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。